

令和4年1月31日

保護者のみなさま

貝塚市教育委員会
教育長 鈴木 司郎
貝塚市立第五中学校
校長 北野 久美子

学校園における新型コロナウイルス感染拡大防止に係るご協力のお願い

厳冬の候、保護者の皆様には、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

3学期が始まり、感染力の高いオミクロン株による新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、学校園では感染拡大防止に最大限の配慮をしながら、学習活動を行っているところです。

つきましては、下記に該当する場合は、登校・登園を控えていただきますよう、保護者の皆様には改めてご理解ご協力をお願い申し上げます。また、このために学校園を休んだ場合は、欠席とはせずに「出席停止」といたします。

なお、今後、国等の対応の変化により内容を見直すことがあります。その際は、改めてお知らせいたします。

記

園児・児童・生徒が登校・登園を控えていただく場合及び期間

(1) 園児・児童・生徒本人が陽性者となった場合

(期間)・保健所が指定した期間(症状が出た日、または検体を取った日の翌日から10日間)

(2) 園児・児童・生徒本人が濃厚接触者となった場合

(期間)・保健所が指定した期間(感染者と最終接触した日の翌日から7日間)

(3) 同居のご家族が濃厚接触者となった場合

(期間)・濃厚接触者となったご家族が検査を受けている場合は、結果が出るまでの期間
(ただし検査結果が陰性の場合のみ)

・濃厚接触者となったご家族が無症状で検査を受けない場合は、濃厚接触者となった起点となる日の翌日から3日間【令和4年2月1日より】

(4) 園児・児童・生徒本人及び同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合

(期間)・体調が回復するまでの期間

※ 上記の(1)～(4)に該当した場合は、学校園までご連絡をお願いします。

【本市の臨時休業(学級閉鎖等)の考え方について】

この度、大阪府教育庁は、府立高校等の学級閉鎖の基準を見直し、複数(学級の15%程度)の生徒が陽性者及び濃厚接触者であると確認されるまで学級閉鎖は原則実施せず、当該者のみ出席停止とする方針が示されました。しかし、貝塚市の公立学校園においては、急増している感染状況やワクチンを未接種の園児・児童・生徒が大半であることから、これまでどおりの臨時休業の基準により、学級内で陽性者が確認され、その学級内で感染拡大の可能性があると判断される場合は、保健所と相談のうえ、健康観察期間として原則3日間程度の学級閉鎖とします。また、感染状況により必要に応じて期間の延長や学年閉鎖、学校閉鎖を行います。ご理解いただきますようお願いいたします。